地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

第1 割当量口座簿における記録事項について【法第31条第3項第4号】

・ 割当量口座簿の記録事項は、 信託の条項に関する事項、 算定割当量の処分の制限に関する事項とすることとした。

第2 算定割当量の信託の記録手続【法第37条】

・ 信託の記録の申請

算定割当量に関する信託の記録の申請が必要になるのは、 算定割当量の移転により信託財産に属することとなる場合、 信託法第14条に該当して信託財産に属することとなる場合、 信託法第27条に該当して信託財産に属する場合、 受託者の更迭があった場合とし、 の場合には委託者が、 及び の場合には受託者が、 の場合には可受託者が信託の記録の申請をすることとする。

信託の記録の申請の際には、信託財産となる算定割当量が記録される管理口座、 算定割当量の種別ごとの識別番号、委託者・受託者・受益者の氏名又は名称及び住 所又は居所、信託管理人があるときはその氏名又は名称及び住所又は居所、信託の 目的、信託財産の管理の方法、信託の終了の事由、その他の信託の条項を示すこと とする。

・ 代位による申請

受託者が信託の記録の申請をすべきこととされている場合で、受託者が信託の記録の申請をしない時には、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができることとする。この場合には、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定割当量が信託財産に属することを証明する資料を提出することとする。

・ 同時申請(信託の記録の場合)

算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属することとなる場合には、信託の記録の申請は、算定割当量の振替の申請と同時にしなければならないこととする。

・ 信託の記録の抹消の申請

信託の記録の抹消の申請が必要となるのは、 算定割当量の移転により信託財産に属さないこととなる場合、 信託の終了により信託財産に属する算定割当量が移転すべきものとなる場合、 受託者の更迭があった場合とし、 及び の場合は受

託者が、 の場合は前受託者が信託の記録の抹消の申請を行うこととする。 信託の記録の抹消の申請の際には、管理口座、算定割当量の種別ごとの識別番号

信託の記録の採用の中間の際には、官珪口座、昇足割当里の種別ことの識別留与 を示すこととする。

・ 同時申請(信託の記録の抹消の場合)

算定割当量の移転により算定割当量が信託財産に属さないこととなる場合には、 信託の記録の抹消の申請は、算定割当量の振替の申請と同時にしなければならない こととする。

・ 受託者の更迭

受託者の更迭があった場合は、前受託者は、新受託者への振替の申請をするのと同時に、前受託者の管理口座における信託の記録の抹消と、新受託者の管理口座における信託の記録の申請を同時に行わなければならないこととする。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならないこととする。

また、信託法第 42 条第 1 項、第 47 条又は第 72 条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があった場合は、新受託者も上記の申請をすることができることとする。

・ 裁判所が信託管理人を選任又は解任した場合の信託の記録の嘱託

裁判所は、信託管理人を選任し又は解任したときは、遅滞なく、信託の記録を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁が信託管理人を選任したときも同様とする。

・ 裁判所又は主務大臣が受託者を解任した場合の信託の記録の嘱託

裁判所は、受託者を解任したときは、遅滞なく、信託の記録を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁が受託者を解任した場合も同様とする。

・ 裁判所による信託財産の管理方法の変更

裁判所は、信託財産の管理の方法を変更したときは、遅滞なく、信託の記録を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁が信託の条項を変更した場合も同様とする。

・ 受託者による信託の変更の記録の申請

信託の記録の申請の際に示すこととされている事項について変更があったとき は、受託者は、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならないこととする。

第3 手数料の額等【法第44条】(参考)

手数料の額については、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第2号の規定により、意見の募集(パブリックコメント)の対象外です。以下、参考として政令で規定する予定の手数料の額等を記載いたします。

行政手続法(平成5年法律第88号)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で 定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示 し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期 間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2~3 (略)

- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 (略)
 - 二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定 の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し 必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

・手数料の額

法第 21 条の 6 第 1 項のファイル記録事項の開示を受ける者、 法第 32 条第 3 項の管理口座の開設の申請をする者、 法第 34 条第 2 項の振替の申請をする者、 法第 34 条の書面の交付を申請する者の手数料を規定する。

法第21条の6第1項のファイル記録事項の開示を受ける者の手数料

用紙に出力したものの交付を受ける場合

用紙1枚につき30円

フロッピーディスクに複写する場合

0.2MB までごとに 370 円 + (50 円×FD の枚数)

CD-R に複写する場合

- ・個別の事業所等ごとの開示の場合 0.2MB までごとに 370 円 + (70 円 x CD-R の枚数)
- ・年度の全てのファイル記録事項の開示の場合 300MB までごとに 1360 円 + (70 円 x CD-R の枚数)

電子情報処理組織を使用する方法により開示を受ける場合

- ・個別の事業所等ごとの開示の場合
 - 0.2MB までごとに 350 円 + 100 円

・年度の全てのファイル記録事項の開示の場合 300MB までごとに 1360 円 + 100 円

法第 32 条第 3 項の管理口座の開設の申請をする者の手数料 20,900 円

法第34条第2項の振替の申請をする者の手数料6,200円

法第 40 条の書面の交付を申請する者の手数料 530 円

・ 手数料の納付方法

手数料は申請書に収入印紙をはって納付しなければならないこととする。ただし、 環境省令・経済産業省令で定める場合(電子申請の場合)には、現金をもって納める ことができることとする。

・ 算定・報告・公表制度のファイル記録事項の写しの送付 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができることとする。この場合において

ファイル記録事項の写しの送付を求めることができることとする。この場合において、 当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証票で納 付しなければならないこととする。

・ 振替手数料を免除する場合

環境大臣及び経済産業大臣は、振替の申請をする者が、国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、振替にかかる手数料を免除することができることとする。

以上